

平成27年第3回定例会 9月4日

○議長 宮城清政君 定例会を開会する前に、少しばかり注意点を申し上げたいと思います。昨年12月定例会におきましても、執行部の皆さんには慎重の上にも慎重を期しチェック機能も今以上に厳重に対応すべく業務を遂行するようご注意を申し上げておりますがしかし、本日も1件、議案の差し替えがございました。今定例会は、平成26年度決算を含めまして27日間という長丁場となります。私たち議員も気を引き締めて議会に臨みますので、執行部の皆さんも議案審議がスムーズに行われますよう資料提供等ご協力をお願いしたいと思います。今後、追加議案も予定されておりますので、追加議案等におきましては、慎重を期し厳重に対応するようお願いを申し上げます。

○議長 宮城清政君 それでは、ただいまから平成27年第3回南風原町議会定例会を開会します。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時01分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 浦崎みゆき議員、8番 花城清文議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2． 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月30日までの27日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3． 議長諸般の報告を行います。平成27年第6月定例会後から本日までの諸般の報告を、お手元に配布されておりますとおり日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。そのなかから少し述べます。4ページの11番、青森県八戸市議会のコンビニ収納及びコンビニ交付についての行政視察の受け入れがございました。それ

平成27年第3回定例会9月4日

から、14番、福島県川俣町議会の子ども・子育て新制度についての行政視察の受け入れもしてございます。それから、5ページの18番、鳥取県湯梨浜町議会の観光振興の取組と公衆無線LANの行政視察も受け入れてございます。以降は、議員各位でござい読くださるようお願い申し上げます。

次に、東部消防組合議会ははじめ一部事務組合議会の報告が提出されております。また、町監査委員から例月出納検査結果の報告書及び平成26年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等の監査結果報告が提出されておりますので各自でござい読くださるようお願い申し上げます。

次に、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の報告、町監査委員から別紙のとおり例月出納検査の結果報告についてそれぞれ提出されておりますので各自でござい読くださるようお願い申し上げます。本日までに受理した陳情第10号から16号までお手元に配したとおり、合わせて7件のうちに陳情第13号から陳情第16号については、それぞれの常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。また、例年同様な趣旨をもって陳情された陳情第10号地元産品奨励及び地元企業優先使用についての要請及び陳情第11号 県産品の優先使用についての要請は、委員会付託を省略し本会議で審議採決する旨議会運営委員会で意見が一致しましたので、後刻議題といたします。陳情第12号については、配布のみといたしますので、ご一読くださるようお願い申し上げます。以上をもって議長諸般の報告といたします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、平成27年第3回南風原町議会定例会議案に先立ち、町政一般報告を行います。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。「交通ルール しっかり守って 安全キャッチ」をスローガンに、平成27年夏の交通安全県民運動の出発式が7月8日ちむぐる館で行われました。

また、青少年の非行防止を目的に「青少年の深夜はいかい防止、未成年者飲酒防止」一斉行動を夏休み期間中の7月24日に行いました。与那原警察署、少年補導員、保護司、中学校・高校、役場職員等の関係機関や団体の方々が参加し、町内の公園や大型スーパーなどを巡回し非行防止を呼びかけました。今後とも各機関連携し青少年の非行防止に努めてまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。平成27年6月1日に国勢調査実施本部を設置し8月下旬から国勢調査員への説明会を行い、10月1日基準日の国勢調査の実施に向け取り組んでおります。男女共同参画週間の6月23日から6月29日に役場1階町民ホール及びイオン南風原店の南風原ギャラリーを活用してパネル展を開催し広報活動を展開しまし

た。これからもさまざまな機会をとおして男女共同参画への意識啓発の醸成に努めてまいります。本町と友好都市関係にあるカナダのレスブリッジ市において、8月1日に行われました「沖縄県人カナダ移民115周年記念式典」に、伝統芸能を通じた交流を深めることを目的に、津嘉山青年会19人を派遣いたしました。エイサーと鉦鼓隊の演舞を披露し式典に花を添えることができました。また、同市役所や県人会のピクニックにおいても演舞を披露し、参加者の皆さんから喜びの声が寄せられております。今後も同市との友好関係を継続し、国際交流等でつながりを深めてまいります。

次に、民生部こども課について申し上げます。南風原町待機児童解消検討委員会を7月29日に開催し、よなほ保育園の認可保育所への移行支援について承認を得ました。本定例会に同園の認可化に向けた施設整備費及び運営費補助の補正予算を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。第1次南風原町地域福祉推進計画「ちむぐくるプラン」の評価について、8月31日に9名の委員による第1回評価委員会を開催いたしました。また、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金も申請受付を開始し、支給に向けて事務を進めております。第10回特別弔慰金についても8月から受付をはじめ12月まで字ごとに順次受付を行います。

次に保健福祉課について申し上げます。8月22日に第51回沖縄県身体障害者スポーツ大会の水泳と卓球競技が沖縄県総合運動公園において開催され、本町からは9名の方が参加し、すばらしい成績をおさめました。また「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用した「地域健康づくり全自動血圧計購入事業」については、8月13日に入札を実施し、9月中には各地区公民館と公共施設に合計27台の全自動血圧計を納入完了いたします。「長寿県復活食の応援事業」につきましては、「健康レシピカレンダー」作成の委託契約を5月20日に締結し、11月末には納品完了いたします。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、5月1日から応募の受付開始を行っており、8月中旬までの受付状況につきましては、仮申請が35件、本申請が14件となっております。また、毎年8月の「道路ふれあい月間」の期間中に行っております道路清掃活動ボランティア作業については、8月22日に南風原町商工会員をはじめ町民や事業所、役場職員など700名余の参加により、黄金森公園周辺の町道の清掃作業を行いました。当日は、台風15号の影響により曇天ではありましたが、無事に終わることができました。計画関係については、沖縄県がかねてより調査・設計及び関係諸手続きを進めておりました南部東道路については、本年度中に工事着工の運びとなりました。当道路については、地域高規格道路として本島南部の東側圏域の振興を支援する重要プロジェクトと位置付けられた道路であることから、8月8日に国や沖縄県、南城市、南風原町から多数の関係者が出席し盛大な起工式や祝賀会が挙行されました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係については、新規事業である町道73号線及び町道210号線の実施設計委託業務6月8日にそれぞれ契約の締結を行

っております。また、町道113号線の整備工事も1件請負契約の締結を行っております。街路事業における宮平学校線は、整備工事1件の請負契約締結を9月2日に行っております。津嘉山中央線については、物件調査委託業務を7月29日に、用地補償技術支援委託業務を8月31日に契約締結を終えております。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設整備については、管路工事の1件を8月10日に、2件を9月2日に請負契約の締結を行い、工事着手に向けて進めております。公園整備事業については、黄金森公園整備事業の擁壁工事2件とウォーキングコースのウレタン舗装工事1件の請負契約を締結しております。また、ウガンヌ前公園については、トイレ工事を7月16日に、園路及び擁壁工事を8月17日に請負契約の締結を行っております。津嘉山公園は、擁壁工事を発注し8月10日に請負契約の締結を行い、工事着手に向けて進めております。

次に、区画下水道事業関係について申し上げます。まず、津嘉山北土地区画整理事業の工事については、繰越明許費で6件の造成工事を発注し、12月完了に向けて取り組んでおります。物件等の移転については本年度予算で16件補償契約を終え、残りについても早期契約に向けて取り組んでおります。また、本年度予算で物件調査等委託業務の6件が契約を終え業務完了後は、調査物件の補償交渉に取り組んでいきます。公共下水道における本年度予算の未普及解消下水道工事では、与那覇地区、新川地区、津嘉山地区の各1件を発注し、残りについても引き続き取り組んでまいります。浸水対策下水道工事については、津嘉山第3雨水幹線工事を本年度予算で1件を発注し、来年3月末完了に向けて取り組んでおります。また工事に伴う磁気探査業務等を繰越明許で2件、本年度予算で5件、合わせて7件を発注しました。補償費では、NTT株式会社の電線移設1件と水道管移設1件の契約をいたしました下水道接続の取組の一環として、町内の小学校を対象に「下水道夏休み体験学習」を実施し10名の親子が参加して下水道の役割等を理解し下水道接続の意識の向上を図ることができました。沖縄振興特別推進交付金事業で進めておりますクサティ森等保全事業については、アシビナー周辺実施設計業務を7月14日に契約し、設計完了後に工事発注を予定しております。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、6月11日から12日、サンエー西原シティ、サンエー経塚シティ及び丸大南風原店の3店舗において、南風原産へちま（はえばる美瓜）の消費拡大のため、生で食する新たなレシピ紹介や試食販売イベントを、はえるんとびゅーりーくんを配置し、沖縄県農業改良普及センター、JA南風原支店、へちま農家等の協力のもと開催し、多くの方へPRすることができました。6月25日には、南風原町花き拠点産地協議会の第1回総括会議が開催され、平成27年度活動計画の中で、ストレリチアの立ち枯れ対策に対する取組の強化や前年度に引き続き今年度も試験ほ場設置を行うための花き産地総合整備事業に取り組むことが承認されました。また、2020年開催の東京オリンピックの際にビクトリーブーケや装花としても活用できないかなどの意見もあり、今後も産地協議会を中心にストレリチアなどのPRに向け調査・研究してまいります。商工関係については、7月1日に琉球かすり会館において、平成27年度琉球絣後継者育成事業

の開講式が行われました。今年度は 9 名の受講者がデザインや染色、製織などの技術を学んでいきます。7 月 6 日の琉球紺事業協同組合の理事会において、日曜日の体験事業や観光客の受入体制整備として、9 月 6 日の日曜日から開館することが決定しました。また、沖縄県消費者行政推進補助金を活用した「消費者相談窓口」を 7 月 3 日よりちむぐる館において開設しました。普段生活しているなかで商品やサービスに関するトラブルが発生した際に、祝祭日を除く毎週金曜日において専門員の相談が受けられるようになりました。7 月 20 日に町観光協会主催の「第 4 回はえばる夏まつりキッズパーク」が中央公民館で開催され、5,500 名余の来場者を数え、黄金ホールを使った豊富な体験メニューに加えて、消防、警察、医療など「お仕事体験」を実施し、終始子どもたちの笑顔あふれる雰囲気で大盛況でした。7 月 30 日には、飛び安里をテーマにした、南風原町ヒーロー脚本賞の最終審査が行われ、優秀賞 1 点、佳作 2 点、特別賞 1 点が選ばれました。優秀賞に選ばれた脚本につきましては、舞台化に向けた検討を進めてまいります。8 月 1 日、2 日に沖縄コンベンションビューロー主催の沖縄県観光月間 P R イベントが開催され、かすりの女王とはえるんが参加し、他の県内ゆるキャラとともに沖縄観光を P R しました。8 月 17 日からプレミアム付き商品券「はえるん商品券」が、イオン南風原店、丸大、サンエー津嘉山シティ、ファーマーズマーケットくがに市場の 4 カ所で発売され、4 万 6,700 冊が完売しました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。夏休み期間中に水泳教室、アイススケート教室を開催いたしました。水泳教室は、7 月 27 日から 31 日までの日程で実施し、4 小学校から 95 人の参加がありました。また、アイススケート教室は、8 月 1 日、2 日の日程で 111 人の児童の参加がありました。各教室ともに講師の先生方の指導を受けながら、水泳やアイススケートを楽しんでいる姿が見られました。第 50 回島尻郡体育協会夏季大会が、7 月 28 日のゴルフ競技を皮切りに 7 月から 8 月にかけて男女あわせて 20 競技が開催され、10 競技で優勝しました。学校給食共同調理場では、児童生徒への食育の一環として、7 月 14 日に津嘉山幼稚園の園児約 140 名が調理場を訪問して、毎日食べている給食がどのように作られているか興味津津見学しました。また、8 月 5 日、南風原中学校給食委員の生徒 21 名と引率教諭 2 名に「スキルアップ」研修として、「中学生の時期に必要な栄養素や食事の両や日ごろの給食準備・片付け」等について、栄養士や調理員から直接アドバイスをいたしました。これらの視察や研修をとおして児童生徒がさらに食生活の重要さや、日ごろの給食委員・当番活動に活かせる良い機会になるものと考えております。

次に、学校教育課教育課関係について申し上げます。6 月 4 日から 6 日の教育委員会学校訪問で、各幼小中学校の授業・施設参観を行い、幼稚園、学校との意見交換を行いました。6 月 26 日、町学力向上推進の一環として、各支部 P T A 教育懇談会を開催しました。重点取組である「生活リズムの確立」「携帯・スマホの使用」「地域行事への積極的な参加」を中心に話し合われました。7 月 1 日から先進地視察で、昨年引き続き秋田県大仙市の幼・小・中学校を訪問しました。研修から得たことを施策等に反映させ実践していきたいと考えております。夏休み期間中に先生方の授業力向上の目的で、「教育講演会」「先進地視察報告会」などの町

内研修会を開催いたしました。7月30日より3泊4日で徳島、子ども友好サマーキャンプ交流を行いました。21名の児童生徒が徳島県で民泊など異文化のふれあいや半田中学校での交流会をとおして友好を深めました。7月23日、町内の中学校男性教諭が生徒を指導する際に、生徒への体罰行為があったため、沖縄県教育委員会より懲戒処分（減給）が行われました。今後、このような不祥事が起こらないよう、さらに気を引き締め、綱紀粛正及び教職員の服務規律の確保について、教職員への指導の徹底を図ってまいります。8月6日、町内の中学校グラウンドで、クラブ活動中に強風によりアルミ製のサッカーゴールが倒れて、生徒が頭蓋底骨折などのケガを負う事故が発生しました。ケガを負った生徒の完治を願いますとともに、心よりお詫びを申し上げます。今後は、施設の安全管理を徹底して、安全・安心な学校づくりを図ってまいります。8月25日、平成27年度「全国学力・学習状況調査」の結果が公表されました。沖縄県は、小学校、国語・算数に今回は3年に1度の理科が加わり、平均正答率は昨年度の全国24位から20位に上昇しました。本町の小学校は、全教科で全国平均・県平均を上回ることができました。中学校においては、全教科で県平均を上回るものの全国との差は依然として厳しい状況があります。

次に、生涯学習文化課について申し上げます。6月1日から30日の間、公民館講座の受付を行い、今年度から新たな10講座を開設いたします。計19講座に450名が受講を予定しております。6月4日から30日の間、南風原町沖縄戦終結70年記念事業としての第72回南風原文化センター企画展「受け継がれる記憶 ヒトからモノへ モノからヒトへ」を開催しました。500人の来館がありました。7月1日、でんじろうサイエンスショーを開催し、町内各小学校5年生・6年生を対象に科学の不思議を学びました。7月7日、少年の主張大会に両中学校から4名計8名が出演し、演題に学校生活での自らの体験に基づく家族や友人の大切さや将来の夢などを力強く主張していました。7月23日、第21回ウチナーグチ大会に小学生11組22名、中学生1組2名、一般1組1名、特別出演の1組3名の参加がありました。7月22日から8月4日までの2週間、海外移住者子弟研修生として与那覇出身のハワイ5世のカデン・カワカミさん、コールデン・カワカミさんが来町し、親戚との絆を深め、沖縄の文化を学びました。以上を申し上げ、平成27年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で6月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしておりますので、お目とおしをお願いします。以上で、町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、町長の町政一般報告を終わります。

日程第5. 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

平成27年第3回定例会 9月4日

○副町長 国吉真章君 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例。南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を設定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を補足して説明いたします。お手元に議案第42号の資料を配布しております。これは総務省が配布しているチラシでございますが、裏面に通知カードと個人番号カードの説明があります。それはまた後ほど説明することといたしまして、今回、この手数料条例の改正につきましては、10月1日から全国民に簡易書留で郵送される通知カード、それからその通知カードから個人認証の付いている個人番号カード、これは来年1月以降、希望者はこの通知カードからこのカードへの切り替えということでございますが、この両方とも再交付での手数料でございます。当初の通知カード及び個人番号カードにつきましては、このチラシにもあるように無料でございます。無料で郵送、それから個人番号の交付が受けられるということで。再交付につきましては、通知カードが500円、個人番号カードの再交付が800円で、これは全国おおむねその金額で設定されることになっております。通知カードの再交付が平成27年10月5日、政令の施行日と同日であります。10月1日からスタートはするのですけれども、実際の政令の施行日は10月5日で、同じように個人番号の再交付の施行も来年明けた1月1日ですので同じ日を施行の日とさせていただきます。以上が議案第42号の説明でございます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時34分）

○議長 宮城清政君 再開します。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 通知カードは、個人がもらう、もらわないは別にして送られてくると聞いたのですが、個人カードは本人が希望により申請すればもらえるようになる、身分証明書代わりにもなるとお聞きしました。休憩中にお聞きしましたことは、住基カードに代えることもできるということなのか。個人カードは住基カードの代わりに住民票やいろいろ取ることもできるということなのか。住基カードの代わりになるのかを確認したいと思

ます。

それからもう1つは、その再発行の値段が500円、800円とあるのですが、これは全国統一の値段なのですか。それとも各市町村で変わるのかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず1点目ですが、この個人番号カードが住基カードに代わるものかでございますが、そういうことになります。このカードには、各個人の電子情報が埋め込まれますので、もちろん南風原町はコンビニ交付も取り入れていますのでそこでも活用できますし、国税等の申告e-TAXも個人認証を付けていただければ活用できる。また将来は、このチラシにもありますように、オンラインバンキングなどといったサービスをすることも可能なようにはなっています。データとしては入れられるということでもあります。

もう1つ、再交付料金の設定ですが、今まで調べたなかではおおむねこの500円、800円との情報は得ています。ただ、団体によってはもう少し高く設定しているところもあると聞いてはおります。だいたいの自治体で500円、800円で設定しているということでもあります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 個人カードは郵便で送るとのことですが、どこに送るのですか。要するに、南風原町が再発行するのか、県や国がやるのか。そこをお聞きしたいと思います。これまで住基カードを再発行するときの手数料はどうでしたでしょうか。あれは南風原町で発行するのですよね。今度のこの個人カードも南風原町で発行・再発行するのか、お聞きしたいと思います。国がやるから手数料が要するのかという感じもするのですが、どうなのでしょう。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 与那嶺秀勝君 お答えします。全市町村、地方公共団体情報システム機構に事務委任をしています。その機構から、通知カードは全国民に簡易書留で送られます。その中に、通知カードと併せて個人番号交付申請書が同封されていますので、希望者はこの個人番号カード交付申請書を機構に申請をして、機構が作った個人番号カードが本人の通知書と同封されて市町村に送られます。そして市町村から個人に対して、個人番号カードが作成されましたということで、交付の案内をいたします。交付する際にその通知カードを返納してもらい、住基カードをお持ちであれば住基カードも返納してもらって、個人番号カードの交付になります。

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 4 日

再発行につきましても、事務委任をします機構から再交付のかたちで市町村に届けられて、市町村からその個人に対して通知し再交付するかたちとなります。その再発行につきましては、手数料徴収条例に基づいて通知カードは500円、個人番号カードは800円を徴収する予定をしています。現在の住基カードの交付につきましては、設定上は条例で500円と定めておりますが、付則で今年いっぱいは無料交付としています。再交付も無料でやっております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 要するに、全国1つの機構にまとめて、そこが全国のものを発行する。最初は大変な時間がかかるのでしょうかけれども、再発行するときはその機構に対して申し入れをするのか、それとも南風原町が窓口になっていて、なくしましたから再発行したいと南風原町に申し入れをすれば南風原町が書類を揃えてくれるということなのか。そのへんの手続きと言いますか、再発行については特に書いていないのでどういうふうになるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 住民環境課長。

○住民環境課長 与那嶺秀勝君 お答えします。再発行につきましては、市町村が窓口となって手続きをして、そこで再交付手数料をいただくようにしたいと思います。発行は機構でいたします。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第43号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第43号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第43号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと

創生総合戦略を推進するため、審議会を設置する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第43号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例について説明いたします。お手元に議案第43号の資料をお配りしました。この議書1ページにこの条例を示しております。まずこの目的でございますが、地方創生が国の基本政策として打ち出されております。市町村においても地方の人口ビジョンを制定してそれを踏まえて、地域の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的な方向、それから具体的な施策をまとめた総合戦略を策定することとなっております。そのことから、この総合戦略の策定にあたっては、国と地方が一体となって地域課題に対して中長期的な視点で取り組むということで、われわれとしては重要な計画だと考えたところでございます。そのことから、町の附属機関、町長の諮問機関である附属機関として条例を制定して設置と考えました。まずこの2条の所掌事務でございますが、総合戦略の策定に関すること、それから毎年度これは検証いたします。計画どおりに事業が進められているか、そういったことを審議していただく。それから、その他の戦略に関して必要な事項です。委員が10名以内。そして、公募による町民、学識経験を有する者、町長が必要と認める者。任期は2年として、再任は妨げない考え方。同審議会互選での会長・副会長を置くということです。会長は、議長となるということでございます。そして、要件を設定してございまして、委員の過半数が出席しなければ、会は成立しないという成立要件を定義しております。そして、委員の出席者の投票と言いますか、賛否は投票で決まるということです。同数の場合は、議長が決するという項目が6条。7条は、審議のために必要であれば、関係者から事情を聴くこともうたっております。担当部署は、企画財政課になります。そういうことで、本町としてこの戦略が重要である位置付けから条例による附属機関として設置するという目的からこの条例の提案でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、会議のことですが、委員の過半数の出席とのことですが重要な戦略ということですが、半分では議決をするときに少ないのではないのでしょうか。せめて3分の2ぐらいにしていただけはないかと思えます。半数としたのはどういった根拠があるのかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 他の会議においても、おおむね出席要件は過半数、この場合であれば 6 名、10 名であれば 6 名という考え方で、半数以上が出席で成立というような考え方には持ってきております。特に 3 分の 2 以上とは考えていなくて、その他の同様な会議を参考にさせていただいて過半数と設定しました。

○議長 宮城清政君 7 番 浦崎みゆき議員。

○7 番 浦崎みゆきさん これはこれから大きな区切りとなる総合戦略ですので、重要な会議だと思います。そこを考えて会議の出席人数を再検討していただくことを要望して終わります。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 質問させてください。今でもいろんな委員会があります。区画整理の委員会があったり、総合計画の委員会があったり、いろんな委員会が今あります。それとの兼ね合いはどうなるのでしょうか。今後どうなるのか含めて答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それぞれ法律で定められている委員会、それから、市町村独特な政策の目的を達成するための委員がございます。それぞれの委員会は、それぞれの目的で設置されていると考えています。当然、まち・ひと・しごとというのは、町民の皆さん若しくは町外の皆さんが南風原に住みたい、子育てしたい、職場も持ちたいという未来に向かって本町が住みやすい町ということで非常に重要な戦略だと考えております。その会議には、当然特化した同審議会が必要だと考えました。先ほど言った住みやすさ、働きやすさ、子育てしやすさ、それぞれの会議があります。都計審（都市計画審議会）もそうであれば民生関係の会議もあります。それが必要であれば、7 条に関係者の出席とございますので、おおいに情報も交換しながらこの審議会を展開していくことになると思います。他の審議会とも情報共有が必要なものは共有しながらその審議に当たっていくことになります。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今、部長が言ったように、個別の委員会があります。今後次のようなことが起こらないでしょうか。個別の委員会が出した意見、今回の総合戦略審議会が出した意見、まちづくりを推進するにおいて意見の食い違い。町長に対する意見書、それぞれの委

員会で違っていたとき、どういうふうにするのか。たぶん、これまでは福祉関係であるとか総合計画であるとか、区画整理であるとかいろんな意見書が出ているわけでしょう。住民計画であるとかいろいろな計画書が出ています。そういったものとの兼ね合い、実際どういうふうに取り扱っていくのか。ばらばらの考え方が、町長への意見書として出てこないかとも限らない気がするが、審議会の取り扱いはどうなるか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどもその点に触れたつもりでございますが、当然、それぞれの目的に特化した委員会がございます。一番基本となるのが総合計画。総合計画に沿った目的でこの戦略も策定されていきますし、もちろん5年計画の5年目のもの、5年前に考えた計画、今の時代背景を考慮した計画、確かに時間的なずれから少し方向性を修正するものもあるかも知れない。ただしやはりそれぞれの特化した委員会の意見も尊重しつつ、また今後に向かってということですので、それはお互い調整しながらですのでそれぞればらばらの意見を出すことにはならないと思います。それぞれの委員会から出された意見も参考にしながら、そしてまた策定された時期も勘案しながらこういった計画は作られていく、また時と場合によって計画も変更され方向性も変えながら、やはり時流に則したと言いますか変わりながらあることも大事なことでないかということでもあります。言いたいこととしましては、それぞれの委員会の情報も加味しながら成り立っていくと考えます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 総合計画あるいは福祉計画、いろんな計画を持っていますね。それも検証しながら、同じ方向に向いた行政をやらなければ、それぞれの委員会がばらばらではまちづくりはできないだろうと思います。そういった意味で、今皆さんが作っている計画も検証しながらこれから作る計画もしっかりやって欲しい。そのことを申し上げておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 プレミア商品券の話が出たのは今年でしたか、その時にもこの話が出ていたはずなのですよね。こういう戦略を立てれば次年度から新たに交付されると、そのことだと思うのですけれども、プレミア商品券はその年度で使って、もう1つはと言っていたこれが、まち・ひと・しごと創生事業ではなかったかと思います。それを策定することによって次年度から交付金が下りてきますよというものがあったと思うのです。以前もらった地方創生の取組について詳しく読んだわけではないのですけれども、これを見ると

2010年までに都市への人口の集中を食い止めるとか、地方で30万人分の仕事を作るとかそういうことを各地方でやろうということだと思います。聞くところによると、その事業の策定は早めに、7月でしたか勉強会のなかで聞いたら今年の10月までに出せばそれだけの交付が受けられるとか、少なくとも年度内にやらなくてはいけないというような話だったのですけれども、そういう事業なののでしょうか。そういうことであれば、先ほど花城清文議員からあった総合計画との整合性、今から南風原町は第五次ですかその計画を作る段階でもあるのですがそれとの整合性を取りながらとなると、ゆっくり時間をかけてやらなければいけないのではないかとも思うのです。ところが、この事業は早めにやらなければいけないものだとは私は受け取っています。実際にそうなののでしょうか。今年中、早めに作らなければいけないと、検証ともあるので、次年度には検証して直していくことになるかも知れませんが、当初はとにかく早めに作り上げなければいけない、そういう事業なのですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるように、地方版総合戦略は国としては昨年度の補正予算で活用させていただいておりますので今年度中の策定が想定されております。そして、議員のおっしゃる10月までの策定というのは、1,700億円のうち300億円を上乗せ分として国が10月までに完成した所、あるいは先駆的なモデル事業として選定された所に配分しますとございましたが、うちとしましては議員おっしゃるように総合計画の見直し時期とも一致していたことから、この前半時期で策定が厳しかったので年度内の策定に向け鋭意努力しているところでございます。以上で回答いたします。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 あとは委員会でやって欲しいのですけれども、ただ、委員10名、それから公募、有識者とあります。公募するとそれなり関心のある方が手を挙げてくるのでしょうけれども、実際にこれまで例えば総合計画を作ってきた方、役場職員のほうが早めに策定するには適当ではないかと思うのです。皆さん役場の職員としては、どう考えておられるのですか。それとも従来やってきた方よりも新鮮な町民の考え方のほうがよりベターなものが作れるというお考えのものなのか。そこはよく分かりませんが、職員はどういう配置の仕方をされるのですか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 ただいまのご質問にお答えします。役場庁内においても、南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置いたしまして、そのなかで本部長を副町長、本部員を各部長、そしてその下に幹事会を設けて幹事長を総務部長、副幹事長に企画財政課長、その他各課課長。そして更にその下に連携して作業部会等を設置しております。作業部会では、部会員として各課の担当、課長他担当で構成されています。その庁内の組織と今回の審議会、いわゆる外部組織の皆さんと一緒に連携してより良い戦略策定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 条例で作ろうとしている審議会10名の委員と、それから庁内で作る副町長をトップとするものがあると。これにはどちらが上だとか下だとかあるのですか。同列、一緒になった会合でやるということなのですか。

○議長 宮城清政君 企画財政課長。

○企画財政課長 島袋 健君 審議会の意見を尊重しながら、それを踏まえて内部組織でも戦略策定づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第43号 南風原町ひと・まち・しごと創生総合戦略審議会条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午前11時02分)

再開 (午前11時07分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7. 議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例 南風原町中学指導委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、学校教育法施行令の一部を改正する政令の規定及び25文科初第756号

の通知により、南風原町就学指導委員会条例を改正する必要があるため提案をするものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第49号の内容についてご説明をいたします。お手元には、49号の資料1と2も配布してございますのであとで説明をいたします。それでは、改正部分についてご説明申し上げます。南風原町中学指導委員会条例の一部を改正する条例。次のように改正をします。新旧対照表と併せてご覧ください。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。第1条中「障がいのある幼児児童生徒（以下「障がい児」という。）の保護者に対し適切な就学指導を行うため、南風原町就学指導委員会」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校における特別支援を要する幼児、児童生徒の支援を行うとともに、就学後も一貫した支援を行うため、南風原町教育支援委員会」に改める。

第2条中「障がい児の適切な就学指導及びこれに係る必要な事項」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の教育支援を行うため、判定及び教育措置について次の各号に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。1号 就学支援のための判定。2号 教育相談の実施。3号 特別な教育的支援の推進。4号 関係機関との連絡提携。5号 その他必要な事項。第6条第1項を次のように改める。委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

第6条に次の2項を加える。2項 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条に次の1項を加える。4項 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。（守秘義務）第8条 委員は、職務上の知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。以上、従来の条文を改正する内容でございます。

それでは、この提案理由にあります学校教育法施行令の一部改正と25文部科学省初等科から通知文でございますが、それに基づきまして今回の条文一部改正でございます。同じような内容にはなりますが、発送されるところが違いましたので資料として提出してございます。ご参考をお願いいたします。49号1で説明いたします。学校教育法施行令の一部を改正する通知についてでございます。端折って主なところを説明いたします。1ページ第1、改正の趣旨がございます。その中、3行目後半が、今回の趣旨になります。就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改めて、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専

門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であるというような趣旨でこの改正がされております。

2 ページをお願いいたします。2 行目の、その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。というようなかたちの、保護者と教育委員会のなかで審議をしてくださいというのが大きな趣旨でございます。改正の内容については、1 から 4 までございます。

それから、3 ページの一番下には名称についても記載されております。現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である、というような一部改正の内容になっていますのでそれに基づいて改正をしているところです。

それでは、続きまして 4 ページ、5 ページでご説明をいたします。4 ページの表が現況の就学指導委員会の流れになっています。児童生徒の学齢簿の作成、それで就学時健康診断があります。それで就学基準、障がいを持っているかどうかの基準になります。そして該当、非該当。非該当では、基準に該当していませんということで直接町立小学校に入学になります上のほうが就学指導委員会で基準が該当となりますと、原則として町から県の教育委員会に通知をいたします。それに基づきまして、県としては特別支援学校への入学の通知となって特別支援学校に通うことになります。そして例外とございますが、特別支援委員会で特別支援学校がいいですよと判断をしたとしても、保護者がそれについて希望しないと、認定就学ということで学校がその児童に対して受け入れが可能かどうか、例えば車椅子であればエレベーターの設置ができていないかどうか、そういったところを判断して町立小学校に入学というかたちになっています。それを、より詳しく障がいのある児童生徒に寄り添った今回の法改正になっています。令 22 条の 3 というのは、学校教育法施行令でございます。障がい関連の条文でございます。非該当については、そのまま小学校に入学ということですね。該当するときには、就学先決定ガイダンスということで、それについては入門の説明等が必要だということです。そして、総合的判断の部分が今回の改正の大事なところになります。教育支援委員会（仮称）、それから障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見という総合的判断が今回条例改正のなかでもうたってございます。そして今重視されていますのが、本人・保護者の意見を最大限に尊重して教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが原則ということで、そこで市町村教育委員会が最終的に決定をして、県に通知をして、そこで県立教育委員会から特別支援学校ですよというのと町立小中学校への入学へという今回の流れになります。そういう流れに基づいて、今回、町の条例で委員会の名称の変更と内容を一部変更したということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員

○10番 大城 毅君 内容のことというよりも、提案理由で言われている2つの政令、通知とも平成25年に出されたものになっています。これが今度の改正となったのは、どういうことなのか。時間がだいぶたっていますので、その点についてご説明いただきたいと思います

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまの大城議員からの質疑、確かに平成25年8月に政令の改正がされています。その間、町の体制が整っていなかったこともございます。この内容の中には教育相談体制の整備とありますが、発達支援心理士を特別支援教育相談員のかたちで配置してございますので、そういった児童への相談が可能な体制づくりができましたので今になっています。平成25年にはその体制が整っていなかったもので、改正が今になっています。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 こういった通知などを熟読したわけではございませんけれども、いつまでにしなさいということはないのか。説明内容を伺いますと、言葉は適切ではないかも知れませんが前の機械的だったものが当事者の意向を可能な限り反映させたものにしようという趣旨のように受け取れましたけれども、そうすると各市町村によって受け止め方だとか準備の状況だとかさまざまで、即対応できた所もあるかも知れないしまだこれからも対応が難しいといった所もあるというように取り組み方はさまざまであるのか、それでいいのかどうか。そのへんのところを説明願います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 いつまでにとは通知等には記載されておりません。それから、市町村によってまだ改正がされていない所などばらつきがございます。だいたい平成26年に改正された所がございます。隣市町でもまだ改正されていない所は、今後検討するというとで、名称について就学指導委員会であったり、教育支援委員会であったり今後改正を検討していきたいと。県も平成26年12月に改正しているということで、各自治体によって改正時期にはばらつきがあるということです。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第8．議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8．議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を新たに設置及び南風原町就学指導委員会条例の一部を改正することから、委員の報酬及び費用弁償等を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、議案第43号の南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（制定）で設置した同委員は追加、それから先ほどの議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例の中で委員に関する名称の変更がございました。まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員は、報酬額4,900円です。教育支援委員会委員の報酬は、これまでと同額で、医師・大学教授等が1万円、その他の委員が4,900円でございます。以上が、議案第44号の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題とな

っております議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 9. 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新たな教育長を置く必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の概要でございます。お手元にこの議案第 45 号の概要をお配りしました。先ほど副町長からの提案理由でもあったように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新たな教育長となります。特別職等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、この特別職報酬等審議会条例の中でその委員の意見を聴くものとするという規定があることから、新たな教育長となる場合の給料を設定する場合、同審議会での報酬対象とする必要があるためにこの教育長の追加であります。現教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員会の委員としての特別職の身分と併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するというので、今まで一般職の扱いでございました。先ほども概要で説明したとおり、新教育長は特別職の位置付けになることから、同審議会、特別職報酬等審議会条例 2 条で、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするという条項がございますので、この副町長の次に教育長を追加する改正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 45 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、総

務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、警報が発令されていないときでも災害が発生することがあり、さまざまな災害状況に対応できるように条例改正を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○議長 宮城清政君 ○総務部長 新垣吉紀君 議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例でございます。議案書をめくっていただき、新旧対照表をご覧いただきながら説明をさせていただきます。お手元にも先ほどと同様に議案第46号の概要をお配りいたしました。現在のこの規定では、新旧対照表の改正前にも書かれていますが、暴風・大雨時警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務を命ぜられた職員とございまして、この支給条例では暴風のみ、それから警報発令時に限られた支給となっております。しかし、災害というのは暴風ではございません。それから、警報が発令されていないときでも災害、被害が発生する可能性が大いにございます。そのことから、警報が発令されていなくても職員が対応することが必要な場合がありますので、その場合でも特殊勤務手当が支給できるような改正でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第47号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 11. 議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしましては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布にともない、条例の一部を改正する必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について概要等ご説明いたします。議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。改め文をまず読んでご説明いたします。南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第 29 条第 3 項、第 31 条第 3 項、第 44 条第 3 項及び第 47 条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行するという内容でございます。この改正につきましては、これまで児童福祉施設の最低基準の一部を改正する省令の規定により乳児 4 人以上を入所させる保育所にかかる保育士の数を算定する場合に、当分の間は当該保育所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができることとされておりました。今回、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に公布され、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、当該保育士に勤務する准看護師についても 1 人に限って保育士とみなすことができるとされたことから、本町の条例についても准看護師を加えるための改正であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 47 号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 12. 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 12. 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 48 号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により、南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の第 1 条を改正する必要があるために提案をします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 48 号の条例一部改正について説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、条例の中の条項ずれが生じたことによるものです。新旧対照表を付けてございますので併せてご覧ください。それでは、改正の文面を読み上げます。

南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を次のように改正する。第 1 条中「第 27 条」を「第 26 条」に改める。附則 この条例は公布の日から施行するということでの条例改正でございます。

議案第 48 号の資料をお手元に配布してございます。これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律の新旧対照表です。先ほどの条例のときにも総務部長から説明がありましたように、その改正の一連でございます。5 ページの 12 条が追加されてございます。委員長のところが改正で追加ですね。そして、6 ページと 7 ページの 16 条と 17 条が削除になっておりますので、全体的に条ずれが出ていることでの本条例改正でございます。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 では、質問をします。まず、この委員会を設置しなければならない設置義務が発生したのは何年、法律が改正し設置しなければならないのは何年の法律なのか。

それともう 1 つは、今までその委員会を開いたことはあるのか。そして、意見としてどういうことがあったのか答えてください。

平成27年第3回定例会 9月4日

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時56分）

再開（午前11時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例につきましては、平成20年12月で設置されてございます。その審議会の意見につきましては、教育行政のなかの前年度の事業を、3名の委員がいらっしゃいますのでそこで事務点検評価をしてもらっています。その報告は、議会に報告の義務がございますので、3月定例会や12月定例会に冊子にして報告書を提出してございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 平成20年度と答弁がありました。7年経過しています。その間、改正すべきだと気付かなかったのか。法律改正で今回、条例提案するわけでしょう。先の答弁では平成20年度とあったような気がします、それで7年間も気付かなかったのか。もしそれが違うのだったらまた応えてください。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 この南風原町教育事務点検評価審議会の設置につきましては、平成20年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、そのときにいたしました。今度の4月に、先ほど部長からありましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律が新しい教育長とか教育総合会議の設置だとかそういった内容を含んだ改正がありまして今回の改正があったのですが、この改正の時に、先ほど部長からありました法律の条ずれが生じたものですから、うちの条例の根拠となっている条例の改正も必要だという内容でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第48号 南風原町教育義務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩（午後0時00分）

再開（午後1時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第13. 議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）平成27年度南風原町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,450万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億1,522万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。その内容等については、各担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、議案第50号 平成27年度一般会計予算（第5号）について、概要説明をいたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、民生費において児童福祉にかかる制度改正により事業の移行、廃止、新設による増減、人事異動に伴う人件費の組み替え及び繰越額の確定等、補正の必要が生じたので、歳入・歳出をそれぞれ12億2,450万5,000円増額し、補正後の一般会計予算額は143億1,522万1,000円となります。補正増額12億2,450万5,000円の内容につきましては、7ページ以降の事項別明細から説明いたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。第2表地方債補正について説明します。総務債の臨時財政対策債は、限度額4億480万円から5,720万円を増額し、補正後の限度額は4億6,200万円になります。これは、普通交付税の算定時に算出される臨時財政対策債発行可能額の決定によるもので、補正後の地方債限度額は11億8,680万円になります。

続きまして、歳入について説明します。7ページをお開きください。8款1項1目. 地方特例交付金191万9,000円の増は、基礎数値の確定に伴う算出結果によるものです。この交付金は平成20年度から所得税で控除できない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる町の減収分を補てんするための交付金です。

8ページ。9款1項1目. 地方交付税の普通交付税9,057万1,000円の増は、交付決定に基づくもので、当初試算と比較して基準財政需要額（臨時財政対策債振替後で交付税検査による錯誤含む）が7,784万1,000円の増、基準財政収入額が794万4,000円の減、調整額等で478万6,000円が減となったことによるものです。

続きまして9ページ。12款1項4目. 教育使用料67万1,000円の減は、幼稚園預かり保育

料の平成27年8月時点調定によるものです。

10ページ。13款2項1目。民生費国庫補助金2,912万2,000円の増は、制度改正により保育緊急確保事業補助金が廃止となり、子ども・子育て支援交付金へ移行したこと、また、保育対策総合支援事業補助金が新たに創設されたことによるものです。4目。教育費国庫補助金921万6,000円の減は、1目の子ども・子育て支援交付金へ統合することによるものです。6目。総務費国庫補助金1,376万5,000円の増は、社会保障・税番号制度導入に伴い、地方公共団体情報システム機構への通知カード及び個人番号カード関連事務の委任にかかる経費の町負担額に対する補助金1,262万4,000円及び本町における同事業の事務費にかかる補助金114万1,000円によるものです。なお、同機構への町負担額に対する補助金は、同額を歳出20ページ個人番号カード交付事業費交付金で計上しています。

11ページをお願いします。13款3項1目。民生費国庫委託金47万4,000円の増は、国民年金システム改修に伴う基礎年金等事務費交付金の増によるものです。同額を歳出の21ページ国民年金システム改修委託料で計上しています。

12ページ。14款2項2目。民生費県補助金2,083万9,000円の増は、制度改正により特別保育事業等補助金210万円、延長保育促進事業補助金3,955万2,000円、放課後児童健全育成事業費等補助金4,652万2,000円、保育緊急確保事業補助金1,382万1,000円、病児・病後児保育事業補助金329万円の減となりますが、新制度の子ども・子育て支援交付金で6,054万3,000円、新規事業で待機児童対策特別事業補助金6,265万8,000円、保育対策総合支援事業費補助金108万円、ひとり親家庭認可外利用料補助事業補助金177万3,000円の計上と新すこやか保育事業補助金7万円の増によるものです。4目。農林水産業費県補助金476万6,000円の増は、機構集積支援事業費補助金73万5,000円、系統造成豚等貸付事業補助金476万5,000円の増、農地台帳システム整備事業補助金73万4,000円の減によるものです。なお、系統造成豚等貸付事業補助金は、優良種の豚を町で購入し農家に貸付する県の100パーセント補助事業で同額476万5,000円を歳出25ページの役務費及び備品購入費で計上しております。6目。教育費県補助金921万6,000円の減は、2目の子ども・子育て支援交付金へ統合することによるものです。

続きまして13ページ。16款1項10目。教育費寄附金23万円の増は、3企業から寄付があったことによるもので、同額を歳出30ページの南風原町育英会補助金で計上しています。12目。ふるさと寄付金7万円の増は、4名の方から寄付があったことによるもので、同額を歳出18ページ、ふるさと応援基金積立金で計上しています。

14ページ。17款2項1目。特別会計繰入金657万5,000円の増は、各特別会計の平成26年度決算確定による純繰越金を一般会計に繰り戻すことによるものです。

15ページ。18款1項1目。繰越金10億1,807万7,000円の増は、平成26年度一般会計の歳入歳出差引額11億1,912万5,000円から繰越明許費にかかる財源繰越分5,104万8,000円と当初予算計上額5,000万円を差し引いた額の計上です。

16ページ。20款1項1目。総務費5,720万円増は、先ほど4ページで説明したとおりです。

続きまして、歳出について説明いたします。そのなかで職員の人件費については、人事異動に伴い過不足が生じる款項でそれぞれ増減し、組み替えの補正を行っています。一般会計及び特別会計の人件費総額で増減はございませんので説明を省略いたします。

18ページ。2款1項5目。財政調整基金額10億6,283万1,000円増は、財政調整基金積立金（純繰越分）の増が歳入の15ページで説明した平成26年度の純繰越額10億6,807万7,000円の2分の1を下らない額を積み立てるための計上、財政調整基金積立金5億2,879万2,000円の増が5号補正歳入歳出の調整によるものです。なお、補正後の同基金残高は、15億5,293万8,000円となります。6目。目的基金費7万円の増は、ふるさと応援基金積立金で、歳入の13ページで説明したとおりでございます。11目。諸費30万円の増は、南風原町更正保護女性会の結成40周年記念誌発刊に対する補助金の計上です。

20ページ。2款3項1目。戸籍住民基本台帳費、賃金158万6,000円の増は、社会保障・税番号制度開始に伴い通知カードに対する問い合わせや個人番号カードの申込み等に対応するための事務の増加が見込まれることから、住民環境課の臨時職員賃金2名分の計上、庁用備品購入費86万4,000円増は通知カード等専用プリンター購入費、個人番号カード交付事業費交付金1,262万4,000円増は歳入の10ページでご説明したとおりです。

21ページ。3款1項1目。社会福祉総務費、繰出金1,134万8,000円の増は、国民健康保険特別会計への繰出金で、内容につきましては国民健康保険特別会計でご説明いたします。2目。老人福祉費、繰出金179万7,000円の減は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、後期高齢者医療特別会計で説明します。5目。国民年金事務費、賃金12万4,000円の増は、人事異動に伴い産休・育休代替臨時職員賃金不足分、委託料47万4,000円の増は、歳入の11ページで説明したとおりです。

22ページ。3款2項1目。児童福祉総務費、報償費2万4,000円の増は、新設認可保育園の設置者選定に伴い待機児童解消検討委員会2回分の計上、負担金、補助及び交付金255万円の増は認可外保育園運営補助金48万6,000円が県の補助事業対象基準を満たせず交付を受けられない月がある認可外園に対し、町の認可外保育所児童援護費支給要綱に基づいてその月分を補助するための増、南風原町認可外保育事業補助金9万3,000円は当初見込みより対象園児が増えたことによるもの、ひとり親家庭認可外利用料補助金197万1,000円は県の一括交付金事業の新規事業「沖縄県ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業」実施のための計上で、ひとり親家庭に対し保育料免除を実施している認可外保育施設に対し補助金を交付するための計上です。2目。保育所運営事業、報酬84万円の増は、保育士処遇改善臨時答礼事業の廃止により臨時職員1名分の7節賃金76万2,000円が減になるため、その代替となる待機児童解消支援事務嘱託員として子育て支援業務の強化を図るための計上です。需用費29万7,000円の増は、宮平保育所において0歳児保育室の空調機が故障し消耗品費から流用し取替工事を実施したことによる補てん、委託料377万6,000円の増は病児病後児保育事業で当初より利用者の増が見込まれることによるものです。使用料及び賃借料13万円の増は、宮平保育所職員用駐車場の借地変更によるものです。負担金、補助及び交付金226万

3,000円の増は、制度改正による特別保育事業補助金172万円、延長保育促進事業補助金4,542万8,000円、保育士処遇改善臨時特例事業補助金3,011万7,000円減はあるものの、特別保育事業の廃止により利用者の増が見込まれることによる一時預かり事業補助金252万円の増、かねぐすく保育園の基準区分変更による地域子育て支援拠点事業補助金306万7,000円の増、よなは保育園認可化移行支援のための認可化移行運営費補助金1,805万4,000円及び認可化移行施設改善費補助金5,156万7,000円、新規で保育体制強化事業補助金432万円の計上によるものです。なお、認可化移行支援については、県補助事業でそれぞれ運営費に対する補助と施設改善等に対するもので、補助率は県10分の9、保育体制強化事業補助金は認可保育園の保育士の離職防止策として保育士資格を持たない職員を採用している園に対するもので、補助率は国2分の1、県・町それぞれ4分の1となります。3目．児童厚生施設費4,492万3,000円の増は、制度改正により補助基準額の算出方法の変更と第二学童クラブわんぱく家が新設されたことによる学童クラブ補助金1,309万2,000円の増、子ども・子育て支援交付金事業の新規事業で、家庭、学校及び地域との連携等を専門に行う職員を採用している14学童クラブに対する学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金3,011万9,000円増、障がい児を5名以上受け入れている学童クラブに対する学童クラブ障がい児受入強化推進事業補助金171万2,000円の計上によるもので、補助率は全て国・県・町それぞれ3分の1となります。

続きまして、25ページ。6款1項4目．畜産業費476万5,000円の増は、歳入の12ページで説明したとおりです。

26ページをお願いいたします。7款1項1目．商工振興費、役務費21万円の増は、琉球かすり会館検査室の空調機が故障し手数料から流用し取替工事を実施したことによる補てん分の計上となっています。

28ページ。8款2項2目．道路新設改良費129万6,000円の増は、町道5号線道路改良事業の次年度へ向けた新規事業要望を行うための概略設計委託料の計上です。

29ページ。8款4項1目．都市計画費、操出金49万6,000円の減は、土地区画整理事業特別会計への操出金で、内容は土地区画整理事業特別会計で説明します。3目．街路整備事業費129万6,000円の増は、津嘉山街路整備事業（2工区）の次年度へ向けた新規事業要望を行うための概略設計委託料の計上です。

30ページ。10款1項2目．事務局費、賃金77万5,000円の増は、町立幼稚園の4歳児保育開始に伴い学校教育課事務体制を強化するための臨時職員賃金1名分、負担金、補助及び交付金53万円の増、南風原町育英会補助金23万円は、歳入の13ページで説明した寄附金の活用によるもの、また南風原高校の創立40周年記念事業に対する30万円補助の計上です。

31ページ。10款2項1目．学校管理費、需用費42万1,000円の増は学校支援員賃金の不足により流用して対応したことによる補てん分の計上です。

32ページ。10款3項1目．学校管理費、賃金41万4,000円の増は南風原中学校図書司書の病休代替臨時職員分、需用費52万2,000円増は南星中学校の教室黒板が摩耗により見えづら

くなっていたことから消耗品費を流用して修繕したことによる補てん分、修繕料10万円増は両中学校において今後修理が見込まれることによる計上です。

続きまして、33ページ。10款4項1目。幼稚園費、賃金445万8,000円の増は、津嘉山幼稚園において預かり保育が1クラス増になったこと及び当初で賞与分の計上が漏れていたことによるもの、北丘幼稚園職員が10月から半年間、教育研究院として派遣するための代替臨時職員の計上です。旅費24万8,000円及び負担金、補助及び交付金2万円は、九州地区国公立幼稚園研究容疑大会へ各幼稚園職員1名、合計4名が参加することによる計上です。工事請負費7,031万8,000円の増は4幼稚園園舎新增築工事において空調及び南風原幼稚園の杭工事を追加する必要が生じたことによる計上です。

34ページ。10款5項5目。町史編集費8万7,000円の増は、町史編集員への報酬及び費用弁償を当初計上漏れによるものです。

35ページ。10款6項1目。保健体育総務費127万9,000円の増は、山川体育センター照明架台などの修繕工事を行うための計上です。2目。共同調理場運営費、需用費199万8,000円の増は学校給食共同調理場においてボイラー室給湯配管の修繕や今後修繕見込みの計上です。役務費38万9,000円の増は調理場職員のノロウイルス検査手数料2回分の計上となっています。

以上が、議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。それから、資料1（こども課関係）という表が付けられております。今回、かなりの事業費等補助金メニューの改正等ございましたので、お目とおしいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成27年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出補正予算）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ2,399万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億494万8,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要についてご説明します。まず、予算書2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」について説明します。今回の補正は、国民健康保険税調定額や各交付金額の確定、人事異動に伴う一般会計繰入金額の変更及び平成26年度決算確定による前年度繰上充用金の確定に伴い補正するものであります。歳入歳出予算それぞれ2,399万8,000円を減額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は65億494万8,000円となります。

それでは、歳入についてご説明します。6ページをお願いします。一般被保険者国民健康保険税7億756万9,000円の減と2目 退職者保険者等国民健康保険税958万6,000円の減は、平成27年7月末調定額に各々の節における平成26年度決算における徴収率を乗じて得た保険税額を計上しております。なお、一般被保険者国民健康保険税7億746万9,000円の減につきましては、当初予算において歳入歳出予算の不足額を調整するために7億521万3,000円を計上していたことと、保険税収入が当初予算より225万6,000円の減となることによるものであります。

次に7ページをお願いします。4款2項2目 財政調整交付金5億7,186万3,000円の増は、今回の補正によります歳入歳出の不足額を財政調整交付金に組み替えたことによるものです。

次に8ページをお願いします。7款1項1目 前期高齢者交付金1億984万6,000円の増は、平成27年度分交付金の決定に基づく増額です。

次に9ページです。10款1項1目 一般会計繰入金。職員給与費等繰入金、1,134万8,000円の増は、歳出10ページの人件費の増によるものであります。

引き続き歳出についてご説明します。1款1項1目 一般管理費1,134万8,000円の増は、職員の人事異動に伴う計上で、2節 給料637万2,000円の増、3節 職員手当等で468万3,000円の増、4節 共済費190万4,000円の増、7節 賃金161万1,000円の減によるものであります。

11ページから12ページに関しましては、保険税の調定額が確定したことによる財源補正となっています。

13ページ。3款1項1目 後期高齢者医療支援金780万1,000円の減、2目 後期高齢者関係事務費拠出金3,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知書に基づく計上です。

14ページ。4款1項1目。前期高齢者納付金6万2,000円の減、2目。前期高齢者関係事務費拠出金2,000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づく計上です。

15ページ。6款1項1目。介護納付金1,672万4,000円の減についても、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知によるものであります。

16ページ。12款1項1目。前年度繰上充用金1,075万4,000円の減は、平成26年度の決算確定に伴う計上であります。以上が、平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第55号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第55号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第55号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,966万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第55号 南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたします。今回の補正は、平成26年度決算確定に伴う前年度繰越金等の増額補正の必要が生じたので、歳入歳出予算それぞれ8万1,000円を追加し、補正後の後期高齢者医療特別会計予算額は2億2,966万円となります。

まず、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。3款1項1目。一般会計繰入金 事務費等繰入金179万7,000円の減は、歳出8ページの職員の人事異動に伴う減額によるものであります。

次に7ページをお願いします。4款1項1目。繰越金187万8,000円の増は、平成26年度決算に基づく計上です。

次に、歳出についてであります。8ページをお願いします。1款1項1目。一般管理費130万3,000円の減は、歳入6ページの職員の人事異動に伴う計上分179万7,000円の減、28節。操出金49万4,000円の増によるものです。数式を記入してございますが、この28節。一般会計操出金49万4,000円は、繰越金187万8,000円から広域連合へ過年度分保険料として広域連合に納付する138万4,000円を差し引いたものとなります。

9ページをお願いします。2款1項2目。後期高齢者医療広域連合納付金（過年度分）138万4,000円の増は、先ほどご説明いたしました過年度分の保険料を後期高齢者広域連合へ納付する分の計上となっております。以上が、平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第55号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成27年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,200万5,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたします。今回の主な補正の内容は、平成26年度

平成27年第3回定例会 9月4日

決算に基づく前年度繰越金の補正となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正について、下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万4,000円を追加し、7億5,200万5,000円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。6款1項1目、前年度純繰越金300万4,000円の増で、平成26年度会計が出納閉鎖されたことに伴い実質収支を計算したところ、純繰越金が確定したことによるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページ。1款1項1目28節、繰出金は、歳入でご説明したとおり、平成26年度決算確定に伴う増であります。

以上が、平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） 平成27年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,033万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別

平成27年第3回定例会 9月4日

会計補正予算（第2号）の概要についてご説明いたします。今回の主な補正の内容は、人事異動に伴う給与等の減、委託料と補償費の増による一般会計繰入金と平成26年度決算に基づく前年度繰越金の補正となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正について、土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万7,000円を増額し、13億6,033万円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。5款1項1目1節、一般会計繰入金については、仮換地修正業務68万7,000円、補償費348万9,000円の増と人事異動に伴う職員給料等467万2,000円の減で、合わせて49万6,000円の減額となっております。

7ページをお願いいたします。6款1項1目1節、前年度純繰越金262万3,000円の増で、平成26年度会計が出納閉鎖されたことに伴い、実質収支を計算したところ、純繰越が確定したことによる増となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目28節、繰出金については、平成26年度決算確定による一般会計繰出金262万3,000円の増となっております。

9ページをお願いいたします。2款1項1目2節、給料については、人事異動に伴う職員給料の231万5,000円の減によるものです。2款1項1目3節、職員手当等については、人事異動に伴う職員手当の112万円の減となっております。2款1項1目4節、共済費については、人事異動に伴う沖縄県市町村共済組合負担金の123万7,000円の減となっております。2款1項1目13節、委託料については、換地修正業務委託料において換地の分割件数が増えたことによる68万7,000円の増となっております。2款1項1目22節、補償、補てん及び賠償金348万9,000円の増は、仮住居費補償対象者の増によるものとなっております。以上が、平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第18、議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第18、議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求め

平成27年第3回定例会9月4日

ます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 平成27年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,236万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要についてご説明いたします。今回の主な補正の内容は、平成26年度決算に基づく前年度繰越金の補正となっております。

2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正について、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を増額し、2,236万1,000円となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページです。5款1項1目1節。前年度繰越金45万4,000円の増で、平成26年度会計が出納閉鎖されたことに伴い、実質収支を計算したところ、純繰越金が確定したことによる増となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページからでございます。1款1項1目28節。操出金は、歳入で説明しましたとおり、平成26年度決算確定に伴う増となっております。以上が、平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、経済教育常任委員会に付託します。

日程第19. 報告第8号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告

○議長 宮城清政君 日程第19. 報告第8号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 8 号 平成 26 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 26 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり報告いたします。

次のページに、その内容についてまとめてありますのでご覧いただきたいと思います。平成 26 年度の南風原支社につきましては、当初及び年度中において事業の実施がなかったことから、平成 26 年度事業実績はございません。これで沖縄県町村土地開発公社南風原支社事業報告及び決算報告といたします。

○議長 宮城清政君 これから、ただいまの報告について質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 8 号 平成 26 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

日程第 20. 陳情第 10 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請)

日程第 21. 陳情第 11 号 県産品の優先使用について (要請)

○議長 宮城清政君 日程第 20. 陳情第 10 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請) 及び日程第 21. 陳情第 11 号 県産品の優先使用について (要請)、この 2 件については、関連しますので一括議題とします。諸般の報告で説明しましたように、陳情 2 件は例年同様な趣旨で要請されて毎年採択されております。また、意見書採択の依頼もございません。したがって、委員会付託を省略し本会議で諮る旨話し合いがまとまり議会運営委員会で意見が一致いたしました。

お諮りします。陳情第 10 号及び陳情第 11 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって陳情第 10 号及び第 11 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、これから陳情第 10 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請) について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 10 号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について (要請) を採決します。

[「休憩願います」の声あり]

平成27年第3回定例会 9月4日

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後1時52分）

再開（午後1時55分）

○議長 宮城清政君 再開します。討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから陳情第10号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから陳情第11号 県産品の優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散会（午後1時56分）